

制限付一般競争入札心得

1 入札

- (1) 入札参加者は、業務仕様書を熟知のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札書、委任状は、所定の様式（那覇市ホームページより取得）に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の入札箱に投入しなければならない。
- (3) 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。委任状のない入札は、無効とする。
委任状には、法人代表者の使用印鑑届の印と代理人の印を押印し、入札書には委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- (4) 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (7) 入札執行回数は、三回までとする。※入札書は三部準備すること。

2 入札の無効

次の事項に該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札書の日付が、入札の年月日と合わない入札
- (4) 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、又は使用印鑑届、代理人の場合は代理人の印）を欠く入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 他の参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の入札書が提出された入札
- (9) 同一事項について、二通以上の入札書が提出された入札
- (10) 郵送による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき

3 落札候補者の決定

- (1) 開札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札の決定は保留する。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者が二者以上あるときは開札時にくじによって落札候補者を決定するものとする。
- (3) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるか審査する。
- (4) 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、落札決定を通知するものとする
- (5) 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格を有する者か審査する。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。なお、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者が二者以上あるときは、(2)の審査順位により落札候補者とする。

4 入札の取りやめ等

入札参加者が談合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。